

亀岡市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和8年3月19日

亀岡市長 桂川 孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地  
名 称 ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社  
所在地 東京都品川区西五反田7-7-7 SGスクエア7階
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
行政キオスク端末におけるキャッシュレス決済利用に係る住民票関係証明書、印鑑登録関係証明書の交付手数料
- 3 指定をした日  
令和7年12月1日
- 4 指定の期日  
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで